

第3章 フッ化物洗口実践編

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ

集団フッ化物洗口の実施にあたっては、いくつかのステップがあります。

ステップ	実施内容
1 市町村内部での意思統一	<ul style="list-style-type: none">* 実施上の問題点と対応策について検討* 市町村内部（歯科保健や母子保健主管課、教育委員会）の意思統一・合意* 地域歯科医師会・薬剤師会への相談及び協力依頼
2 関係者の理解と合意	<ul style="list-style-type: none">* 市町村（歯科保健や母子保健主管課、教育委員会）、地域歯科医師会、薬剤師会、医師会、校長等の共通理解を図る* 市町村の実施方針（事業実施計画）の作成* 関係機関での窓口を明確にする
3 予算化、議会	<ul style="list-style-type: none">* 市町村における予算案作成* 議会への説明資料作成
4 教職員の理解	<ul style="list-style-type: none">* 教職員を対象とした説明会* 学校への資料配布
5 保護者の理解	<ul style="list-style-type: none">* 保護者を対象とした説明会、資料配布* 市町村広報誌の活用* フッ化物洗口実施希望の確認
6 実施に向けた準備、学校における実施	<ul style="list-style-type: none">* 用具、器材の購入* 実施方法について教職員の実技研修* うがいの練習



ステップ1 市町村内部での意思統一

フッ化物洗口の実施には多くの関係者の理解と協力が必要であることから、まずは市町村内部（歯科保健や母子保健主管課、教育委員会等）の意思を統一することが大切です。そのための準備として、市町村全体や各々の小中学校のむし歯有病者数（有病者率）、むし歯数の推移等のデータを収集し現状を分析するとともに、これまで行ってきた歯と口の健康づくりに関わる事業を評価します。

次に、フッ化物洗口実施上の問題点と対応策について検討し、市町村内部の意思を統一した段階で事業実施計画（P. 47、様式例 5-1）の概要を策定します。

当初から、地域の歯科医師会・薬剤師会には専門的な立場から指導、助言の協力を依頼し、医師会についても早い段階から十分に説明し、理解と協力を得ておく必要があります。

関係機関	役割分担
学校	フッ化物洗口の実施、教職員の研修、児童生徒・保護者への歯科保健教育、歯科健診結果の集計・評価等
学校歯科医	学校への指導・助言、洗口指示書の作成、研修会や説明会における講師、情報提供や歯科保健教育等
歯科医師会	各地区における指導・助言、説明会や講演会の開催、講師派遣等
学校薬剤師会	フッ化物洗口剤の提供・管理、洗口液の保存と保管についての助言等
歯科衛生士会	フッ化物洗口推進のための支援・助言等
学校医	フッ化物洗口推進のための支援・助言等
市町村・市町村教育委員会	フッ化物洗口の事業化・評価、学校への指導・助言、教職員等への研修、関係機関との連携・調整、住民等への情報提供等
県・県教育委員会	関係機関との連携・調整、歯科保健情報の提供、実施市町村や学校への支援、市町村や関係者への研修等

ステップ2 関係者の理解と合意

市町村（歯科保健や母子保健主管課、教育委員会等）、地域の歯科医師会、校長、学校薬剤師等の関係者による検討会を開催し、フッ化物洗口の実施計画案について十分協議します。その結果に基づき市町村の方針を決定するとともに、学校ごとに事業実施計画（P. 40、様式例 4-1）を策定します。

ステップ3 予算化、議会

関係者の理解と合意を得たうえで、フッ化物洗口開始の日程や実施方法などの詳細について、協議のうえ最終決定します。

これに合わせて、フッ化物洗口実施に関する予算要求をします（ステップ1の段階で予算要求する場合があります）。具体的には、研修会や説明会における講師謝金、薬剤・器材の購入費等が考えられます。これらをもとに、実施規模を考慮して予算書を作ります。議会への説明資料、想定問答等の資料も準備する必要があります。

国庫補助金を活用する場合の補助基準額・要件（令和4年度時点）は下記のとおりです。

「8020 運動・口腔保健推進事業」 歯科疾患予防事業	
実施主体	市町村 ※市町村が補助申請するもので、県がとりまとめて国へ提出します。 例年5月頃に県がん・生活習慣病対策課から市町村の歯科保健担当課へ申請見込みを照会しています。
補助基準額	1,553 千円・補助率 1/2
事業内容	う蝕予防のためのフッ化物洗口（医薬品）に関する取組を行う。
補助条件	市町村が実施する事業については、以下の条件を満たすものとする。 ○当該年度において、都道府県等による財政上の支援を受けないこと。 ○事業実施の前年度において、都道府県等による導入支援又は市町村による取組等によりフッ化物洗口の実績を有すること。 ○以下のいずれかの要件を満たすこと。 ・行政機関に勤務する歯科専門職（歯科医師又は歯科衛生士）が配置され、主に歯科口腔保健業務に従事していること。 ・歯科口腔保健の推進に関する計画等においてフッ化物洗口に係る目標値の設定等を行っていること。

● 予算の参考情報①

県内市町村におけるフッ化物洗口の1人あたり年間経費は500円～700円程度です。

市町村名	R4 予算総額	1人あたり 年間経費	R4 対象（学校数・人数）			
			小学校		中学校	
三 沢 市	1,476 千円	約 490 円	7 校	2,000 人	5 校	1,000 人
鱈ヶ 沢 町	325 千円※	約 650 円	2 校	280 人	1 校	180 人
大 間 町	168 千円	約 500 円	2 校	200 人	1 校	140 人
風 間 浦 村	41 千円	約 530 円	1 校	50 人	1 校	30 人

※鱈ヶ沢町のR4予算額には、保育所60人分を含みます。

● 予算の参考情報②

三沢市では、洗口液の調製と各学校への運搬を三沢市学校薬剤師会に委託しています。
委託料は⑩11,000円※×年間36回程度＝約40万円で、仕様書の内容は以下のとおりです。
(※単価は1回あたりで、何校分でも同じ)

<仕様書>

- 1 委託期間
令和4年5月〇日から令和5年3月31日まで
- 2 業務内容
 - (1) フッ化物洗口液の調製
ミラノール顆粒11%を使用し、0.2%フッ化物ナトリウム溶液（フッ化物イオン濃度900ppm）を薬剤師が調製する。
 - (2) フッ化物洗口の運搬
調製したフッ化物洗口液を三沢市立小中学校12校へ運搬し、その際、前回分のフッ化物洗口容器を回収し、処理する。
 - (3) 運搬日時
実施日の前日に年間36回程度、午前10時から午後2時まで。
運搬する日は、春季休業日、夏季休業日および冬季休業日に当たる日を除くほか、運搬する日であっても、学校行事等の都合により、運搬を行わない学校がある場合もあることから、毎月の運搬日と学校については、事前に書面で連絡する。
 - (4) 実績報告等
「フッ化物洗口液受領簿」に学校担当者から押印を受け、「業務完了報告書」とともに提出すること。
- 3 その他
この仕様書に定めのない事項については、必要により両者協議のうえ、決定すること。

● 予算の参考情報③

三沢市では、1クラス（20名）の初年度経費を次のように試算しています。
(上記②に記載の洗口液調製・運搬費は除く)

No.	品目	個数	積算	金額
1	ポリタンク（薬局運搬用）	1本	—	2,000円
2	ディスペンサー付きボトル	1本	—	1,200円
3	買い物カゴ	1個	—	110円
4	紙コップ	20名×月4回×11ヶ月＝880個	⑤5円×880個	4,400円
5	レジ袋LL	1枚×月4回×11ヶ月＝44枚	⑤5円×44枚	220円
6	ティッシュペーパー	7箱	⑧80円×7箱	560円
7	ミラノール顆粒（洗口剤）	1本（500g）	—	7,700円
8	ピューラックス（消毒用）	1本	—	660円
計				16,850円

1人あたり初年度経費 16,850円÷20人＝約850円

ステップ4 教職員の理解

フッ化物洗口を実施する学校の教職員を対象とした説明会を行います。市町村の事業実施方針とその決意を明確に伝え、フッ化物に関する基礎知識や実施上の問題点などを十分検討し、共通理解を得て安全に実施できる体制を整えます。

フッ化物洗口に関する知識についての講師は学校歯科医が最適ですが、都合がつかない場合などは歯科医師会（各地域または県歯科医師会）へご相談ください。

教職員説明会の日程について、学校の場合は特に、前年度に協議し、年間計画にあらかじめ組み込んでおきます。年度が始まってから日程を組み込むことは非常に困難になります。

フッ化物洗口の導入において、校長、教頭、保健主事、養護教諭は中心的役割を担う立場であるため、十分な連携のもと準備を進めます。また、学級担任には適切なフッ化物洗口が実施できるよう指導の徹底を図るほか、その役割についても理解を得ておくことが必要です。

また、必要であればこの段階からPTA役員等保護者の代表にも参加してもらい、理解を得るとともに、今後の計画推進のために協力を要請します。

市町村はステップを進めるにあたり、適宜学校側と連絡をとり、お互いに協力して計画を進めて行く必要があります。

また、各学校歯科医、学校薬剤師、学校医には随時相談し、指導、助言を仰ぎます。この時、薬剤の種類、取扱方法等についてなるべく早く決めておきます。

ステップ5 保護者の理解

（1）保護者説明会の開催

フッ化物洗口について保護者に十分理解してもらうため、事前に保護者説明会を開催します（授業参観等保護者が集まる機会、PTA総会での実施等）。説明会の開催に前後してリーフレット（P. 57、様式例 12）等を配布するのも効果的です。説明会では質疑応答の時間を十分に確保し、保護者の理解が得られるように配慮します。

講師の選定は学校歯科医が最適ですが、都合がつかない場合などは歯科医師会（各地域または県歯科医師会）へご相談ください。

ほかに、学校の「保健だより」、市町村の広報等を活用した啓発も効果的です。

（2）フッ化物洗口実施希望調査の実施

フッ化物洗口を開始する前に、保護者に実施希望の有無を文書（P. 39、様式例 3）で確認する必要があります。その際は、次の点に留意してください。

- ① 実施希望調査は、保護者説明会終了後、保護者の関心と理解が薄れない早い時期に実施します。
- ② フッ化物洗口開始後は、毎年度、新入生の保護者を対象に、フッ化物洗口に関する説明を行い、参加の有無について希望を取ります。
- ③ 保護者説明会に出席できなかった保護者には、説明会の資料等を配布します。
- ④ フッ化物洗口は強制ではなく、保護者の実施希望に基づいて行いますので、中止や実施希望はいつでも受け付けます。

- ⑤ フッ化物洗口はあくまで希望に基づく実施のため、承諾書の形式はとらず、押印も不要とします。フッ化物洗口を希望しない保護者も含め、必ず全員に提出してもらいます。
- ⑥ フッ化物洗口を希望しない児童生徒には、フッ化物の入っていない水道水での洗口を行う等の配慮をします。

ステップ6 実施に向けた準備・学校における実施

(1) 洗口指示書・器具や器材等の準備

学校歯科医に指示書（P. 49、様式例 6-1）の発行を依頼し、洗口に必要な器具や器材（P. 24 参照）を準備します。

(2) うがいの練習

フッ化物洗口は、奥歯までしっかりと洗口液が届くようにする必要があるため、また、吐き出しがきちんとできるか確認するため、洗口を始める前に水道水でブクブクうがいの練習をします。

まずは水道水を 30 秒間口に含み続ける練習からはじめ、慣れてきたらブクブクうがいの練習に進みます。30 秒間ブクブクうがいができることを目指して練習し、口に含んだ水を飲み込まずに吐き出せるようになってから、フッ化物洗口に進みます。

口に含んだ水を飲み込んでしまうお子さんは、吐き出しが上手にできるまで気長に水でのうがいを続けます。

30 秒間でのフッ化物洗口に慣れてきたら、徐々に 60 秒間を目指すと良いでしょう。

(3) 学校における実施

実施にあたっては、教職員に知識と技術が必要であり、安全にフッ化物洗口を実施するため、研修や打合せ等を適時実施します。フッ化物洗口に関し、校長等の管理職は、薬剤や洗口液の管理、調製、指導等の担当者とその役割を明確にしておきます。また、薬剤の安全な保管場所を確保します。

なお、学校におけるフッ化物洗口は、学校保健安全計画に位置付け、学校保健管理の一環として実施します。

(4) チェックリストの活用

新規にフッ化物洗口を開始する場合には、チェックリスト（P. 54、様式例 9）に従い、全項目についてチェックしましょう。

2 フッ化物洗口の実施方法

(1) 洗口回数・薬剤の決定

フッ化物洗口には週5回法（毎日法）と週1回法とがあり、フッ化物濃度が異なりますが、2つの方法の効果に差は認められません。学校では、週単位の時間割に組み入れて、週1回法を行うことが多いです。

フッ化物洗口は、朝の始業時、昼食後、帰宅時など、全員が集合して、洗口後30分間は飲食をしない時間帯に行います。うがい時間は30秒から1分程度です。

簡便かつ安全に行うため、薬剤は市販のフッ化物洗口剤（ミラノール顆粒あるいはオラブリス洗口用顆粒）を使用します。学校歯科医がフッ化物洗口剤の指示書（P.49、様式例6-1）を作成し、学校で決められた量の水道水に溶かしてフッ化物洗口液を準備します。

顆粒の薬剤ではなく、フッ化物洗口液（調製後＝水道水で溶解済みのもの）が学校に届く仕組みを市町村単位で整えておくと、学校の負担が軽減されます。

■ フッ化物洗口医薬品 ※効果に差は認められません



(週1回法の場合)

フッ化ナトリウム濃度（洗口液のフッ化物濃度）	1人あたりの洗口液の量	薬剤の種類	1包の量	1包あたりの水の量
0.199% (約900ppm)	10 ml	ミラノール	1.8g	100 ml
			7.2g	400 ml
		オラブリス	6g	332 ml

■ 必要な薬剤量の目安

- ◇例1 ミラノール7.2gを使用
 実施人数 120人（20人×6クラス）、ディスペンサー付きボトル 6本使用の場合
- ①使用する洗口液量 $10\text{ ml} \times \underline{120\text{人}} \times 1\text{回} = 1,200\text{ ml}$
 - ②ディスペンサー付きボトルの必要残量 $100\text{ ml} \times \underline{6\text{本}} = 600\text{ ml}$
 - ③必要な洗口液量 $1,200\text{ ml} + 600\text{ ml} = 1,800\text{ ml}$
 - ④必要な薬剤包数 $1,800\text{ ml} \div 1\text{包あたり水} 400\text{ ml} = 4.5 \div 5\text{包}$
 →作成量：2,000 ml、ミラノール7.2gを5包使用

◇例2 オラブリス 6.0g を使用

実施人数 300人 (25人×12クラス)、ディスペンサー付きボトル 12本 使用の場合

- ①使用する洗口液量 $10\text{ ml} \times \underline{300人} \times 1\text{回} = 3,000\text{ ml}$
 ②ディスペンサー付きボトルの必要残量 $100\text{ ml} \times \underline{12本} = 1,200\text{ ml}$
 ③必要な洗口液量 $3,000\text{ ml} + 1,200\text{ ml} = 4,200\text{ ml}$
 ④必要な薬剤包数 $4,200\text{ ml} \div 1\text{包あたり水 } 332\text{ ml} = 12.65 \div 13\text{包}$
 →作成量：4,316 ml、オラブリス 6.0g を 13 包使用

■ 洗口の時間帯のメリット・デメリットの例

実施時間	メリット	デメリット
朝の会	・朝の会後は授業があるため、実施後に水を飲む可能性が低い。	・遅刻しがちな児童生徒の実施ができない場合がある。
授業と授業の合間	・日程を調整し業間を活用できる場合は、洗口が可能である。	・業間に運動等を入れている場合、洗口後30分間の水分補給等の制限が困難である。
給食後	・食後の歯みがきをしてから洗口を行える。	・給食を食べる時間に個人差があり、一斉洗口をする場合、給食を食べ終わる時間や洗口を実施する時間の調整が必要。 ・教職員の休憩時間に配慮する必要がある。
下校時	・日課への影響はない。	・部活動や委員会活動、放課後活動(習い事、塾等)との調整が必要。 ・洗口後、30分間の水分補給等の制限が困難である。

■ フッ化物洗口の年間実施回数の例

(開始時期や学校行事により異なるので、モデルケースで積算)

初年度

月	実施回数	実施例
4	0	フッ化物洗口実施準備期間 (説明会開催、予行演習等)
5	0	
6	4	夏休み期間中は実施しない (7月最終週、8月)
7	3	
8	0	
9	5	冬休み期間中は実施しない (12月最終週、1月第1週)
10	5	
11	4	
12	3	
1	4	3月第4週まで実施
2	4	
3	3	
計	35	

次年度以降

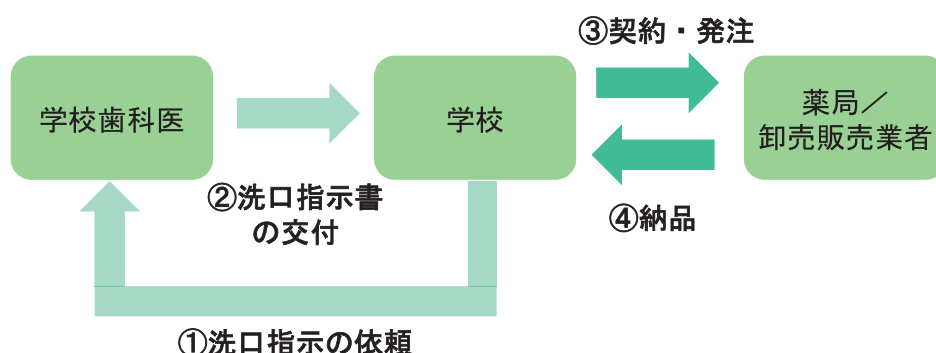
月	実施回数	実施例
4	4	4月第2週から開始した場合
5	5	
6	4	夏休み期間中は実施しない (7月最終週、8月)
7	3	
8	0	
9	5	冬休み期間中は実施しない (12月最終週、1月第1週)
10	5	
11	4	
12	3	
1	4	3月第4週まで実施
2	4	
3	3	
計	44	

(2) 薬剤の購入

フッ化物洗口に使用する薬剤（顆粒）は「処方箋医薬品以外の医療用医薬品」です。購入の際は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」という。）を遵守します。

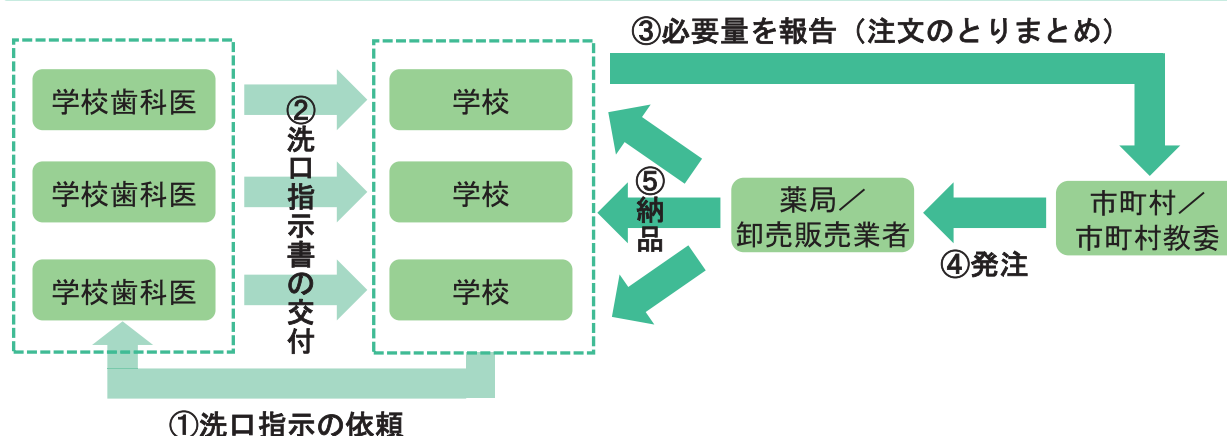
薬剤調達の原則のほか、3つのパターンを例示します。地域の実情を考慮しつつ、調製後のフッ化物洗口液が学校に届く仕組みを市町村単位で整えることで、学校の負担が軽減されます。

1. 【原則】学校が薬局／卸売販売業者から薬剤を直接購入する場合



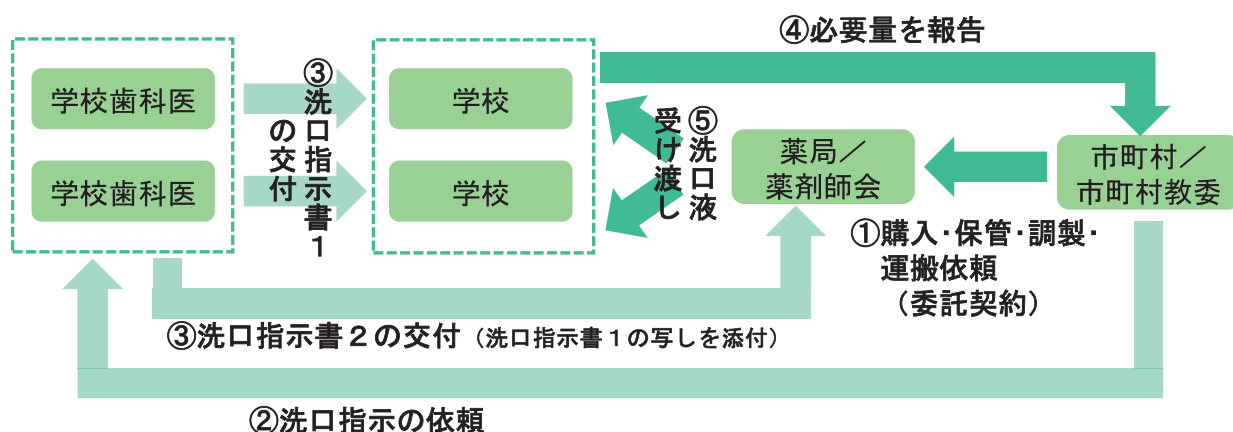
- ①学校から学校歯科医へ洗口指示を依頼します。
- ②学校歯科医からの洗口指示書（P. 49様式例6-1）により、学校は必要量を把握します。
- ③学校から薬局／卸売販売業者へ発注します。
- ④薬局／卸売販売業者は学校に納品します。（納品時には学校で譲受書（P. 52様式例7）をご準備ください）

2. 市町村がまとめて購入し、各学校に薬剤を納品する場合



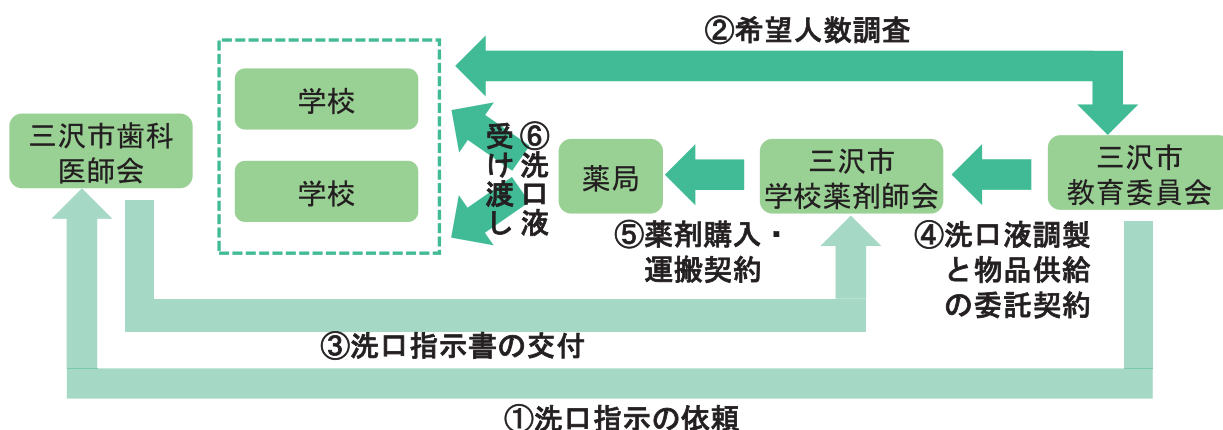
- ①学校から学校歯科医へ洗口指示を依頼します。
- ②学校歯科医が交付した洗口指示書（P. 49様式例6-1）を学校が受け取ります。
- ③学校は、市町村／市町村教委に必要量を報告します。
- ④市町村／市町村教委が必要量を集計し、薬局／卸売販売業者へ発注します。
- ⑤薬局／卸売販売業者が各学校に納品します。（納品時には学校で譲受書（P. 52様式例7）をご準備ください）

3. 市町村がまとめて購入し、各学校に調製した洗口液を受け渡しする場合



- ①市町村/市町村教委は薬局/薬剤師会と事前に薬剤の購入・保管・調製・運搬等の依頼内容を確認し、委託契約を結びます。
- ②市町村/市町村教委（または学校）から学校歯科医へ洗口指示を依頼します。
- ③-1 学校歯科医が交付した洗口指示書1（P.49様式例6-1）を学校が受け取ります。
- ③-2 学校歯科医が交付した洗口指示書2（P.50様式例6-2）と洗口指示書1の写しを、薬局/薬剤師会が受け取ります。
- ④学校は、市町村/市町村教委に必要量を報告します。
- ⑤薬局/薬剤師会で調製後、洗口液を学校へ受け渡します。（調製後なので譲受書は不要です）

4. 三沢市の実施方法（三沢市がまとめて購入し各学校に調製した洗口液を受け渡し）



- ①三沢市教育委員会（以下「市教委」）から三沢市歯科医師会へ、洗口指示を依頼します。
- ②市教委から各学校へフッ化物洗口の希望人数調査の実施を依頼し、各学校は希望人数をとりまとめ市教委へ報告します。
- ③三沢市学校薬剤師会は三沢市歯科医師会から洗口指示書を受け取ります。また、市教委から希望人数調査結果を受け取ります。
- ④市教委は三沢市学校薬剤師会と「フッ化物洗口液調製業務委託契約」と「物品供給契約」を締結します。
- ⑤三沢市学校薬剤師会は薬局と薬剤購入・運搬の委託契約を締結します。
- ⑥三沢市学校薬剤師会で洗口液を調製後、薬局職員が洗口液を学校へ受け渡し、学校職員は受領簿にサインをします。

(3) 薬剤の管理・調製・保管

フッ化物洗口剤（顆粒のミラノール、オラブリス）は希釈前は劇薬であるため、取扱に注意が必要です。

各学校に顆粒の薬剤が納品され学校で調製（水道水で溶解・希釈）する場合は、安全上、（法的には施錠義務はありませんが）薬剤を鍵のかかる戸棚や金庫等に他のものと区別して保管します。このとき、1回に使う包数にまとめ、それぞれに1から順次番号をつけ、薬剤出納簿（P.53、様式例8）を作成し、管理すると簡便かつ確実です。

また、薬剤の受取時や、薬剤を溶解してフッ化物洗口液を作る時には、その都度薬剤出納簿に記入し、責任者が確実に管理します。

フッ化物洗口液は、養護教諭等が歯科医師の指示書に基づき、プラスチック製の容器を使用して調製します。（フッ化物はガラスに反応するため、フッ化物洗口液を溶解・保管する容器にはガラス製の物は使用できません。）

規定の水道水に溶かし調製した後は、毒性がないため「劇薬」には該当しなくなりますが、洗口液の保管容器（ディスペンサー付きボトル等）には必ず「フッ化物洗口液」と明記し、なるべく直射日光に当たらない冷暗所等に保管します。

洗口終了後は、残った洗口液を廃棄し、調製（溶解）用ボトル、ディスペンサー付きボトル等は、水道水により十分に洗浄し、水を切り、（日当たりと風通しの良い場所での自然乾燥で）よく乾燥させます。

必要に応じて2～3か月に1回、次亜塩素酸ナトリウム等を用いて消毒します。（水洗後も次亜塩素酸ナトリウム等のおいが気になる場合、お湯で洗浄することでにおいを弱くすることが可能です。）

(4) 誤飲への対応

フッ化物洗口を開始するときは、フッ化物洗口液の誤飲が起こらないよう、事前に水道水でうがいの練習を行い、吐き出しができていないか確認してから行います。

1回分の洗口液を飲み込んでも問題はありませぬので、特別な対応は必要ありません。

(5) 器具や器材の準備

フッ化物洗口を実施する場合、次の器具や器材が必要です。

必要物品	個数	備考
ディスペンサー付きボトル (フッ化物洗口液であることを明記) 	各クラスに1個	フッ化物洗口液を分注するために使用するもの。フッ化物洗口を希望しないお子さんがいる場合は、水道水用のボトルも用意。(水道水用はボトルに水と記載)
溶解用ボトル (ポリタンク等) 	各学校に1~2個	溶解をディスペンサー付きボトルで行う場合は不要。
フッ化物洗口剤 	指示書に基づく	ミラノール顆粒11%またはオラブリス洗口用顆粒11%
紙コップ 	人数分	※個人のプラコップを使用する方法もあります。フッ化物はガラスに反応するのでガラス製のコップは使用できません。
ティッシュペーパー 	各クラスに1個	フッ化物洗口液と一緒に、1人につき1~2枚を配布。
時間を計るもの 	各クラスに1個	タイマーや洗口用音楽CD等を使用し、時間を計る。
買い物カゴなど 	各クラスに1個	フッ化物洗口液等の運搬・配布時に使用。
ゴミ袋 	適宜	使用後の紙コップを捨てるもの。
次亜塩素酸ナトリウム 例) ハイター ミルトン等 	適宜	器材の消毒時に必要に応じて使用。
水切りかご等		

(6) 実施手順例

洗口液の準備

調製担当者



- ①保管場所から洗口剤を取り出し、出納簿に記録します。
- ②洗口液を作ります。
 - * ディispenser付きボトルに直接作る場合
歯科医師の指示書に基づき、所定の量の水道水をディispenser付きボトルに入れます。次に洗口剤を入れ、ボトルを数回ふって溶かします。
 - * ポリタンクで作る場合
歯科医師の指示書に基づき、所定の量の水道水をポリタンクに入れます。次に洗口剤を入れ、数回ポリタンクを回して溶かします。ポリタンクから各クラスのディispenser付きボトルに必要な量を移します。

物品の運搬

保健係



- ①保健室などに物品(ディispenser付きボトル、紙コップ、ティッシュペーパー、ゴミ袋、タイマーなど)を取りに行きます。
※洗口を希望しないお子さんがいる場合は、水道水の入ったディispenser付きボトルも用意します。
- ②各クラスへ物品を運びます。

洗口

児童・教職員



- ①紙コップに10mlずつ洗口液を注ぎ、ティッシュペーパー1~2枚とあわせて配ります。
※ディispenser付きボトル1プッシュで何ml出るかを確認しておきましょう。
※児童生徒が自分で分けたり、当番制にしている学校もあります。
- ②全員に洗口液がいきわたったら、合図で一斉に口に含み、教職員の指導の下で30秒~1分間、すべての歯にとどくようにブクブクうがいをします。
※誤飲が心配な場合は、できるだけ下を向いて洗口を行うなど、姿勢に注意すると良いでしょう。
- ③紙コップに洗口液を吐き出し、口元をふいたティッシュを紙コップに入れてゴミ袋に捨てます。
- ④洗口後30分間は、うがいや飲食を控えます。

物品の返却

保健係



- ①物品を保健室へ返し、ゴミ袋を所定の場所に捨てます。
- ②物品を所定の場所に収めます。

片付け保管

調製担当者



- ①残った洗口液を捨てます。
- ②ディispenser付きボトルを洗浄し、所定の場所に収めます。
- ③薬剤の管理状況を確認します。

・個人用のプラコップを使う場合は、吐き出した洗口液を洗い場(またはポリバケツ)に捨て、コップを水ですすぎ保管します。
この場合、感染予防の観点から、集団で洗い場へ行かない、洗い場では間隔をあける、窓を開けて洗い場の換気を良くしておく、等の配慮が必要です。

3 フッ化物洗口の実施体制

(1) 学校での役割分担

フッ化物洗口の実施にあたっては、子どもの生涯にわたる歯と口の健康づくりの大切さについて、行政、関係者、保護者、専門家がそれぞれ共通の認識を持ち、相互に連携、協力し合いながら進めることが大切です。

学校では、下記のような役割分担を参考に、教職員全体で業務を分担し実施することが継続するための秘訣です。また、学校歯科医の指示のもと、市町村等の行政とも連携し、支援を受けながら、外部の関係者も含め全体で取り組みましょう。

学校での役割分担（例）

学校歯科医	学校への指導・助言、洗口指示書の作成、研修会や説明会における講師、情報提供や歯科保健教育等
学校薬剤師	学校への指導及び助言
校長等の管理職	事業統括、保護者説明会の開催、薬剤保管状況の確認、教職員の支援
保健主事	学校保健計画の立案、教職員への共通理解を図る
養護教諭	フッ化物洗口液の調製・保管、学校歯科医・学校薬剤師との連絡、資料の作成、学級担任との連絡・打合せ、児童保健委員会の指導
学級担任	保健指導資料・保健だより等を活用した児童・生徒の指導の徹底 実施希望者の確認と名簿の作成・管理（途中中止及び実施希望者の申し出受理）
保護者	説明会への参加、希望調査書提出
児童生徒	洗口の準備、後片付け
教育委員会・市町村	事業実施にあたり、事業の計画、予算の確保、住民への周知、関係者の実施体制の構築等

(2) 実施方法や管理状況の確認

フッ化物洗口の実施主体である市町村・市町村教育委員会や学校は、実施方法や薬剤の管理等が適正に行われているか、定期的に確認しましょう。確認する際には、別に示すチェックリスト等を使用すると便利です。（P.54、様式例9）

※チェックリストの項目は、市町村や学校の状況に合わせて適宜変更してください。

(3) 教職員等への研修

フッ化物洗口の実施主体である市町村・市町村教育委員会や学校は、新しく担当となった教職員等の理解を得るため、適宜フッ化物洗口に関する研修や情報提供を行いましょう。

学校歯科医、関係団体等は研修や情報提供が円滑に行えるように支援をしましょう。

(4) 実施主体（市町村・市町村教育委員会等）の留意事項

フッ化物洗口を安全で効果的に継続実施していくには、実施主体である市町村等における管理体制が重要です。

薬剤の紛失等による事故が生じないように、より安全に実施するため、実施主体は、次の項目に留意してください。

- 指示書の記載内容の確認
安全な実施には、正しい濃度で行うことが前提となりますが、薬剤量や水量について指示書の記載に誤りがあると、洗口液の濃度が変わり、健康被害につながる可能性があります。決められた濃度で確実に実施するため、指示書の記載内容に誤りがないか、十分に注意します。
- 市町村で薬剤の必要量を算出する場合、薬剤の計算等を誤る可能性が考えられるので注意します（表計算ソフトの計算式誤り、入力誤り、小数点以下の処理の誤り等）。
- 医薬品医療機器等法を遵守した薬剤の購入
洗口に使用する薬剤は医薬品であるため、購入には医薬品医療機器等法を遵守します。
- フッ化物洗口剤は、薬局または医薬品販売業者（卸売販売業者）から購入します。
※公立の学校：市町村がまとめて薬剤を購入することができます。
私立の学校：学校が直接購入しなければなりません。
- 薬剤管理の徹底
薬剤（顆粒）を誤って飲み込んだ場合、重大な健康被害が起こる可能性があります。薬剤の紛失等が起こらないよう、管理を徹底します。
- 各学校における薬剤の年間必要量を確認し、発注管理を行います。
- 薬剤の受取時には、必ず薬剤の個数を数えて確認し、薬剤出納簿に記入・押印するよう徹底します。
- 薬剤使用時にも、毎回薬剤の残数を確認し、薬剤出納簿に記入・押印するよう徹底します。
- 確実な事務引き継ぎと職員の理解促進
担当者が変わった際に、指示書の記載を誤る等の可能性があります。所管する課、係、担当者が変更となる場合、事務引き継ぎを確実にを行います。
また、安全な洗口実施のために、年に1回は、説明会等により職員の理解を深めるよう努めます。